

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第3区分  
 【発行日】平成26年8月7日(2014.8.7)

【公開番号】特開2013-12020(P2013-12020A)  
 【公開日】平成25年1月17日(2013.1.17)  
 【年通号数】公開・登録公報2013-003  
 【出願番号】特願2011-144034(P2011-144034)  
 【国際特許分類】

**G 0 6 F 3/041 (2006.01)**

【F I】

G 0 6 F 3/041 3 5 0 C

G 0 6 F 3/041 3 3 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月25日(2014.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

さらに、上基板1上面には、アクリルやゴム等にキノフタロン系やアゾ系、キノン系、キサンテン系、フタロシアニン系、トリフェニルメタン系、ポリメチン系、アズレニウム系、スクアリリウム系、金属錯体等の所定の色素顔料を分散した反射低減接着層13が、印刷や塗布等によって形成されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

つまり、波長が400nm付近の青色光を吸収する場合には、キノフタロン系やアゾ系、キノン系、金属錯体等の黄色の色素顔料、波長が630~640nm付近の黄色光を吸収する場合には、キサンテン系やフタロシアニン系、トリフェニルメタン系、アゾ系、キノン系、ポリメチン系、金属錯体等の青色の色素顔料、波長が710~750nm付近の赤色光を吸収する場合には、フタロシアニン系やアズレニウム系、トリフェニルメタン系、キノン系、ポリメチン系、スクアリリウム系、金属錯体等の緑色の色素顔料を分散することで、外部光の反射を低減し、タッチパネル背面の表示素子の表示を見易いものとする事が可能となる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

(実施の形態2)

実施の形態2を用いて、本発明の特に請求項3記載の発明について説明する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 4 7

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 4 7 】

また、19はガラスやアクリル等の板状、またはポリカーボネート等のフィルム状で光透過性の透光板で、この上面には、アクリルやゴム等にキノフタロン系やアゾ系、キノン系、キサンテン系、フタロシアニン系、トリフェニルメタン系、ポリメチン系、アズレニウム系、スクアリリウム系、金属錯体等の所定の色素顔料を分散した反射低減接着層20が、印刷や塗布等によって形成されている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】 特許請求の範囲

【補正対象項目名】 全文

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板と、前記第1の基板の上に形成された第1の反射変換層と、前記第1の反射変換層の上に形成された複数の帯状の第1の導電層と、前記第1の導電層の上に形成された第1の接着層と、前記第1の接着層の上に配置された第2の基板と、前記第2の基板の上に形成された第2の反射変換層と、前記第2の反射変換層の上に形成された、前記第1の導電層に直交する、複数の帯状の第2の導電層と、前記第2の導電層の上に形成された第2の接着層と、前記第2の接着層の上に配置されたカバー基板と、を有し、前記第1の接着層と前記第2の接着層の少なくとも一方に色素顔料が分散されているタッチパネル。

【請求項2】

前記第1の接着層と前記第2の接着層の少なくとも一方に前記色素顔料が分散されており、前記色素顔料は、キノフタロン系顔料、アゾ系顔料、キノン系顔料、キサンテン系顔料、フタロシアニン系顔料、トリフェニルメタン系顔料、ポリメチン系顔料、アズレニウム系顔料、スクアリリウム系顔料、金属錯体のうちの少なくとも一つである請求項1記載のタッチパネル。

【請求項3】

第1の基板と、前記第1の基板の上に形成された第1の反射変換層と、前記第1の反射変換層の上に形成された複数の帯状の第1の導電層と、前記第1の導電層の上に形成された第1の接着層と、前記第1の接着層の上に配置された第2の基板と、前記第2の基板の上に形成された第2の反射変換層と、前記第2の反射変換層の上に形成された、前記第1の導電層に直交する、複数の帯状の第2の導電層と、前記第2の導電層の上に形成された第2の接着層と、前記第2の接着層の、前記第2の導電層に対向する側の反対側に形成された第3の接着層と、を有し、前記第3の接着層に色素顔料が分散されているタッチパネル。

【請求項4】

前記第3の接着層に前記色素顔料が分散されており、前記色素顔料は、キノフタロン系顔料、アゾ系顔料、キノン系顔料、キサンテン系顔料、フタロシアニン系顔料、トリフェニルメタン系顔料、ポリメチン系顔料、アズレニウム系顔料、スクアリリウム系顔料、金属錯体のうちの少なくとも一つである請求項3記載のタッチパネル。

【請求項5】

前記第2の接着層と前記第3の接着層との間に配置された透光板をさらに有する請求項3記載のタッチパネル。

【請求項6】

前記第3の接着層の、前記透光板に対向する側の反対側に配置されたカバーシートをさらに有する請求項5記載のタッチパネル。

【請求項7】

前記第3の接着層の、前記第2の接着層に対向する側の反対側に配置された透光板をさらに有する請求項3記載のタッチパネル。

【請求項8】

前記第2の接着層と前記第3の接着層との間に配置されたカバーシートをさらに有する請求項7記載のタッチパネル。